

産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書

平成29年10月 2日

那覇市長 殿

届出者

住 所 沖縄県〇〇市××12番地の34

氏 名 株式会社 〇〇

代表取締役 〇× △△

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-****

F A X 098-***-****

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る

以下の事項について 廃止
変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に

において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容(規則第10条の 10第1項第2号に掲 げる事項を除く。)	① 水銀使用製品産業廃棄物 ② ばいじん(水銀含有ばいじん等) 3 燃え殻(水銀含有ばいじん等) 4 汚泥(水銀含有ばいじん等) ⑤ 鉍さい(水銀含有ばいじん等) 6 廃酸(水銀含有ばいじん等) 7 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等) を含むにするため。	① 水銀使用製品産業廃棄物 ② ばいじん(水銀含有ばいじん等) 3 燃え殻(水銀含有ばいじん等) 4 汚泥(水銀含有ばいじん等) ⑤ 鉍さい(水銀含有ばいじん等) 6 廃酸(水銀含有ばいじん等) 7 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等) を取り扱っている。

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

該当する番号すべてに○をつけてください(新・旧欄同一の番号に○をつけてください)。
 ※那覇市では、水銀含有ばいじん等については、石綿含有産業廃棄物と同様に、廃棄物の種類(ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリ)ごとに取り扱います(許可証にも産業廃棄物の種類ごとに記載します)。

廃止又は変更の理由	省令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため
-----------	-----------------------------------

備考
 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

- ○○○○で発生する水銀含有ばいじん等を排出事業者指定の処分業者に運搬する。
- 水銀含有ばいじん等は、排出事業者との委託契約により適正に収集運搬する。
- 適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。

水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、特別管理産業廃棄物に該当しないことが分かるよう、廃棄物の性状や排出事業場、処分場の場所を具体的に記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	ばいじん (水銀含有ばいじん等)	1 t / 月	○○○○	○×建設 沖縄県○○市	非該当	○×環境 ○○市××1 1 番地 1
2	廃酸 (水銀含有ばいじん等)	1 t / 月	○○○○	○○×× 沖縄県○○市	非該当	○×クリーン ○○市××2 番地 3
3	取り扱う水銀含有ばいじん等について、すべての産業廃棄物の種類を記載してください。		収集運搬する廃棄物がどのようなものか、具体的に記載してください。			
4						
5						
6						

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第3-2面)

②積替え保管の具体的内容 (記載例)

積替え保管場所の所在地：沖縄県〇〇市

換算係数は、主な成分と思われる産業廃棄物の種類の値を用いてください。

本事例では、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずの換算係数(1.00)を用いています。

No	産業廃棄物の種類	保管面積 / m ²	保管高さ / m	保管量 / m ³ (t)	
		保管量 / m ³ (t)			
1	水銀使用製品 産業廃棄物	1.0 m ²			品目ごとに容器に入れ、他の物と混合しないよう仕切りを設ける。
		1.5 m	1.0×1.0×1.5=1.5m ³		
		1.5 m ³ (1.5 t)	1.5×1.00=1.5t		
2	ばいじん (水銀含有ばいじん等)	1.5 m ²			蓋付きの容器に入れ、屋内で保管する。
		0.5 m	1.0×1.5×0.5=0.75m ³		
		0.75 m ³ (2.8 t)	0.75×1.26=0.95t		
3	廃酸 (水銀含有ばいじん等)	1.0 m ²			蓋付きの容器に入れ、屋内で保管する。
		1.0 m	1.0×1.0×1.0=1.0m ³		
		1.0 m ³ (1.25 t)	1.0×1.25=1.25t		
4	金属くず	12.0 m ²		(2.0×3.0×1.5)×2	コンテナにて保管し、上からシートを被せる。
		1.5 m	=18.0m ³		
		18.0 m ³ (20.3 t)	18.0×1.13=20.34t (コンテナ2機分)		
5	ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず (再利用不可)	12.0 m ²			コンテナにて保管し、上からシートを被せる。
		1.5 m	2.0×3.0×1.5=9.0m ³		
		9.0 m ³ (9.0 t)	9.0×1.00=9.0t (コンテナ1機分)		
6	ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合物	36 m ²			屋外にて容器を用いずに保管する。 適宜散水し、シートをかぶることで粉じん等の発生を防止する。
		1.5 m	6.0×6.0×1.5=54m ³		
		54 m ³ (67.0 t)	54×(1.48+1.00)/2 =66.96t		

保管する産業廃棄物の種類ごとに、保管面積(m²)、高さ(m)、保管量(重量(t)及び体積(m³))を記載し、小数点以下1桁まで示して下さい。

左記の保管量等の算定根拠を記載して下さい。また、面積等の自動計算ソフトなどを用いて計算した場合は、その旨を明記して下さい。

※ 欄が足りない場合は、同様の表を別紙に作成して下さい。

※ ここに記載した保管量の算定根拠及び保管方法等が分かる図面又は写真等を併せて添付して下さい。

※ 積替え保管を行う場所ごとに、当該様式を作成して下さい。

※那覇市では、施行規則第9条の2で定められた様式第六号の二(第3面)について、上記の記載事項を設け、(第3-2面)としています。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

沖縄あ**** (バン) … ばいじん (水銀含有ばいじん等)、廃酸 (水銀含有ばいじん等)

水銀含有ばいじん等については、水銀の飛散流出、混合防止措置、高温防止措置などをとる必要があるため、それらの措置をとれる車両を記載してください。

(2) 収集運搬業務を行う時間 : 平日の 9:00 ~ 17:00

(3) 休業日 : 日曜、祝祭日、年末年始 (12月28日から1月3日)

従業員数の内訳

平成29年10月2日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

水銀使用製品産業廃棄物 (〇〇〇〇) は、△△△△という運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

・水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないように、また他の廃棄物と混合され大気汚染防止措置のない破砕施設等で処理されることを防ぐため、品目ごとに形状、大きさ、材質に適した容器に入れる等、破損防止の措置を取り、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬してください。

・上記の〇〇〇〇には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

水銀含有ばいじん等は、△△△△という運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

・水銀は常温で揮発することに鑑み、水銀含有ばいじん等に水銀が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付きの容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないようにしてください。また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。

・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

水銀使用製品産業廃棄物 (〇〇〇〇) は、△△△△という保管方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、仕切りを設け、区分して保管する。

水銀含有ばいじん等は、△△△△という保管方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して保管する。

上記「(1) 運搬に際し講ずる措置」に記載した留意事項に加えて、水銀使用製品産業廃棄物については、仕切りを設ける、専用の容器に入れる等、他の物と分けて保管してください。

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途	水銀使用製品 (〇〇〇〇)
<div data-bbox="478 392 1356 526" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">運搬過程において水銀使用製品が破損することのない容器を使用してください。</div> <p data-bbox="279 571 391 616">注意事項</p> <ul data-bbox="311 616 821 660" style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 <div data-bbox="837 1120 1396 1164" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right;">撮影 〇〇年〇〇月〇〇日</div>		

運搬容器等の名称	用途	ばいじん (水銀含有ばいじん等)
<div data-bbox="470 1321 1348 1478" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">運搬過程において水銀が揮発・漏洩することのない容器を使用してください。</div> <p data-bbox="263 1534 383 1579">注意事項</p> <ul data-bbox="295 1579 1332 1702" style="list-style-type: none">・ 容器等の全体 水銀含有ばいじん等については、必要に応じ、燃え殻等他の種類の運搬容器についても記載してください (必要に応じ、ページを増やしてください)。 <div data-bbox="829 1982 1388 2027" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right;">撮影 〇〇年〇〇月〇〇日</div>		